

- ◆世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（1972年11月23日）
- ◆世界観光に関するマニラ宣言（1980年10月10日）
- ◆第6回世界観光機関総会（ソフィア）における観光権利章典及び観光客規範（The Tourism Bill of Rights and the Tourist Code）採択に係る決議（1985年9月26日）
- ◆児童の権利に関する条約（子供の権利条約）（1989年11月20日）
- ◆第9回世界観光機関総会（ブエノスアイレス）における旅行の円滑化と旅行者の安全とセキュリティに関する声明（Concerning in particular travel facilitation and the safety and security of tourists）（1991年10月4日）
- ◆環境と開発に関するリオ宣言（1992年7月13日）
- ◆サービスの貿易に関する一般協定（GATS）（1994年4月15日）
- ◆生物の多様性に関する条約
- ◆第11回世界観光機関総会（カイロ）における組織的買春観光の防止（The prevention of organized sex tourism）に関する決議（1995年10月22日）
- ◆児童の商業的性的搾取に反対する世界会議における宣言（ストックホルム宣言）（1996年8月28日）
- ◆観光の社会的影響（The social impact of tourism）に関するマニラ宣言（1997年5月22日）
- ◆国際労働機関に採択された労働協約、強制労働及び児童労働の禁止、先住民族の権利の保護、職場における平等な待遇及び差別禁止に関する分野における条約及び勧告

観光する権利及び観光客の移動の自由を確認し、

開かれ、自由化された国際経済の文脈の中で、社会のあらゆる部門によりその利益が共有される、衡平等で、責任のある、持続可能な世界観光の秩序を促進するという我々の願望を表明し、

これらの目的を達成するため、世界観光倫理憲章の原則を厳粛に採択する。



1. 直接的に、個人的に、地球の魅力を発見し、楽しむという側面は、全世界の住民に平等に開かれている権利である。ますます広がる国内、国際観光への参加は、持続的に増大している自由時間の最も良い表れのひとつであると見做されるべきであり、この観光への参加に障害となるものは取り除かれるべきである。
2. 観光をする普遍的な権利は、休暇と余暇を取る権利と補完的な権利であると見做されなければならない。この休暇と余暇の権利には、世界人権宣言第 24 条及び経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約第 7 条 (d) において保証されている合理的範囲内での労働時間の制限、有給休暇の取得の権利が含まれる。
3. 社会的観光、そして特に、余暇、旅行、休日への幅広いアクセスを円滑化するような観光に関する各要素が連携した観光「アソシエーティブ・ツーリズム」が、公的機関の支援の下で、発展させられるべきである。
4. 家族、青少年、学生、高齢者による観光と体が不自由な方のための観光は、奨励され、円滑化が図られるべきである。

第 8 条



観光客の行動の自由

1. 観光客及び訪問客は、国際法及び国内法を遵守しつつ、世界人権宣言第 13 条に従い、観光客と訪問客のそれぞれの国の国内移動の自由並びに国から国へと移動する自由に基づく便益を享受すべきである。観光客や訪問客は、移動や滞在のための場所に行くことができ、過剰な手続きや差別を受けることなく、観光と文化的な場所へ訪問できるべきである。
2. 観光客及び訪問客は、あらゆる利用可能なコミュニケーションの手段を、内部コミュニケーションまたは外部とのコミュニケーションに関わらず、利用できるべきである。観光客及び訪問客が、地元の行政機関、法律や健康に関するサービスへの迅速かつ容易に相談できるという恩恵を享受できるようにするべきである。観光客及び訪問客は、有効な外交条約に従い、本国の領事へ連絡を取る自由が確保されるべきである。
3. 観光客及び訪問客は、個人情報機密性や個人情報に関する情報に関して、特にこれらの情報が電子的に保管されている場合に、訪問国の市民と同様の権利を享受するべきである。
4. 入出国に関する行政手続は、ビザや検疫、税関手続のように、国の権限の範疇である場合、国際協定による場合に関わらず、可能な限り、旅行の自由を最大限に確保し、国際観光に多くの人が参加できるような形で実施されるべきである。一定の国による協定により、これらの手続を調和させ、簡素化することは、奨励されるべきである。観光産業を不利な立場におき、観光産業の競争力への妨げとなっている特定の課税や課金は、徐々に廃止または修正されるべきである。
5. 観光客や訪問客の本国の経済状況の許す範囲で、旅行者は旅行に必要な外貨両替の可能な通貨へのアクセスが確保されるべきである。



観光産業における 労働者と事業者の権利

1. 観光産業及び観光に関連する活動における給与所得労働者や自営業者の基本的権利は、観光に関する活動の季節変動に起因する制約や観光産業の国際性、観光産業の仕事の性質により必要とされる柔軟性を所与のものとして、本国及び受入国において細心の注意を以て、国及び地方行政による監督の下で、保証されるべきである。
2. 観光産業と観光に関連する活動における給与所得労働者と自営業者は、適切な初歩及び継続的な訓練を受ける権利と義務がある。給与所得労働者と自営業者は、適切な社会的保護を与えられるべきである。不安定な雇用形態は可能な限り制限されるべきである。特に社会保障に関する特定の地位は、観光産業における季節労働者に対しても提供されるべきである。
3. 自然人または法人は、それらが必要な能力と技術を持っているのであれば、既存の法の下で、観光部門において職業活動を発展させる権利がある。事業者と投資家は、特に中小企業分野において、最小限の法的、行政的な制約により、観光部門に自由に参入できる権利を有する。
4. 給与所得労働者であるかに関わらず、異なる国の管理職や労働者が経験を共有することは世界の観光産業の発展の促進に貢献するものである。これらの活動は、適用可能な各国の法と国際協定に従い、可能な限り、促進されるべきである。
5. 国際交流の発展と力強い成長におけるかけがえのない要素として、観光産業の多国籍企業は、時にその企業が占める優越的な地位を、不当に自己の利益のために用いるべきでない。これらの多国籍企業は、受入国に対して、意図的に押し付けられる文化及び社会モデルを伝達する手段となることを避けるべきである。十分に認識されるべき、多国籍企業による投資と貿易の自由と引き換えに、利益を過度に本国に持ち帰ることや過度の輸入を誘発することで、多国籍企業が存立する経済への貢献が小さくなることを避けながら、多国籍企業は地域社会の発展に関与するべきである。
6. 観光客の送出国と受入国の企業間における連携やバランスの取れた関係構築は、観光の持続的発展及び観光の成長による利益の公平な配分に資するものである。



1. 観光の発展における公共及び民間部門の利害関係者は、これらの原則が実施されるように協調すべきであり、効果的な適用がされるように、監視すべきである。
2. 観光の発展における利害関係者は、国際法の一般原則を尊重しつつ、国際機関の役割を認識しなければならない。この国際機関には、世界観光機関は第一に位置づけられるが、観光の促進や発展、人権保護、環境及び保健分野において、実施能力を伴う非政府機関が含まれる。
3. これらの利害関係者は、世界観光倫理憲章の適用や解釈に関する論争の調停については、世界観光倫理委員会という中立的な第三者機関へ照会する意思を示すべきである。